

## 町育英資金奨学生募集

町では、優秀な資質と向学心を持ちながら、経済的な理由により就学が困難と認められる者の就学を援助します。

新規希望者は、貸与申請書等を3月5日(金)までに、町教育委員会に提出してください。他の奨学金受給者も可能です。また、年度途中でも家庭等の事情で就学が困難となった場合などにはご相談ください。

### ■ 次の全部に該当する者に貸与

- ① 令和3年4月1日以降、高等学校以上の学校に在学する者
- ② 津南町内に居住する者の子供等
- ③ 世帯の所得が一定の収入基準額以下であること。住民税等の滞納が無いこと。
- ④ 貸与申請をした書類を、町育英資金審議会で審査し、その意見に基づき町長が貸付決定をした者（5月上旬までに結果を通知）

### ■ 育英資金の額及び貸与期間

- ① 高等学校 月額1万円以内
- ② 大学・短期大学等（専門学校含む） 月額3万以内
- ③ 貸与期間 令和3年4月分から在学校の最短修学年限の終期まで

### ■ 貸与申請時の提出書類

- ① 町育英資金貸与願書
  - ② 成績証明書(本人開封無効)
    - ・ 新入学者は、令和2年度まで在学した過去3ヵ年分の成績証明書
    - ・ 在学生2年生以上は、在学する学校の令和2年度までの成績証明書
    - ・ 編入の場合は、令和2年度まで在学した成績証明書
  - ③ 町育英生推薦書（令和2年度に在学した学校長の推薦書）
  - ④ 所得証明書（同一世帯全員の所得証明書を税務町民課に申請する）
  - ⑤ 合格通知書（申請時は合格通知で、入学後に在学証明書を提出する）
- ※①町育英資金貸与願書及び③町育英生推薦書は、教育委員会窓口で用意している他、町のホームページからダウンロードもできます。

### ■ 願書受付期間

令和3年2月1日(月) ～ 3月5日(金)

### ■ 申込先

教育委員会（津南町役場2階）電話765-3118

### ■ 育英資金返還について

- ① 貸付期間終了後、1年間据置
- ② 貸付金額を貸付期間の倍の期間で返還（例：4年間貸付→8年間返還）
- ③ 返還方法は、原則として返還年額を年3回で返還
- ④ 在学途中で退学等の場合は、一括返還となります。
- ⑤ 貸付を受けた者が引続き上位の学校に進む場合は、在学期間中返還を猶予することができます。
- ⑥ 貸与金は無利息ですが、返還期間経過後は決められた利息が賦課されます。